事業所税減免対象施設

本市では，事業所税の運用に当たり，地方税法上の非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上，天災などのほか，特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。その概要は，次に掲げるとおりですので，これらに該当する方は，**申告納付期限の７日前までに，減免申請書に減免を受けようとする事由を証する書類・資料等を添付して提出**してください。

なお，令和９年４月１日以降，減免申請期限は「納期限」となります。

区分	対象	要件等	減免割合		宇都宮市事業所税条例施行規則第３条第１項の表
			資産割	従業者割	
交通関係	指定自動車教習所	道路交通法第９８条の規定による指定自動車教習所	１／２	１／２	第１号
	修学旅行用バス施設	道路運送法第９条第１項に規定する一般旅客自動車運送事業者で同法第３条第１号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法又は同法第１２４条に規定する専修学校がその生徒，児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)	一定割合※	一定割合※	第２号
	※一定の割合＝ $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$				
	タクシー事業用施設	地方税法第７０１条の４１第１項の表の第１５号に掲げる施設で，当該施設に係る事業を行うものが有する市の区域内に使用の本拠があるタクシー台数が２５０台以下であるもの	全部	全部	第３号
倉庫関係	倉庫業	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が３万平方メートル未満であるもの	全部	全部	第１３号
中小・農業等関係	中小企業近代化助成施設	中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で，地方税法第７０１条の３４第３項第１８号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部	第４号
	農林中央金庫等	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第５号
	農業協同組合等の協同利用施設	農業協同組合，水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第７０１条の３４第３項第１２号に掲げる施設並びに購買施設，結婚式場，理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	全部	全部	第６号

区分	対象	要件等	減免割合		宇都宮市事業所税条例施行規則第３条第１項の表
			資産割	従業者割	
食品関係	果実飲料等の保管倉庫	果実飲料の日本農林規格第２条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第２条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積３，０００平方メートル以下の場合に限る。)	１／２	―	第７号
	酒類卸売業の保管倉庫	酒税法第９条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	１／２	―	第１１号
特定業種	つけもの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち，包装，びん詰め，たる詰め，その他これらに類する作業のための施設以外の施設	３／４	―	第１２号
	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	１／２	―	第８号
	古紙回収事業の用に供する施設	古紙等の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	１／２	―	第９号
	ビルメンテナンス業施設	ビルの室内清掃，設備管理等の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	―	全部	第１０号
政策的減免	指定管理者が管理する施設	地方自治法第２４４条の２第８項の規定の適用を受ける指定管理者が管理する施設（収益事業の用に供する施設を除く。）	全部	全部	第１４号
	その他	その他市長が特に認めるもの	１／２	―	第１５号

※　第１５号　その他市長が特に認めるものについて
次に掲げる者が原材料，半製品又は製品の保管のために要する倉庫

事業種目	資本金（法人）	従業員数(個人)
工業，鉱業，運送業又はその他の業種（下記以外）	１億円以下	３００人以下
卸売業	３，０００万円以下	１００人以下
小売業又はサービス業	１，０００万円以下	５０人以下